

鳴門教育大学履修証明プログラム規則

令和 4年 3月 9日
規則第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条の規定に基づき、鳴門教育大学（以下「本学」という。）において実施する特別の課程（以下「履修証明プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修証明プログラムの編成要件)

第2条 履修証明プログラムは、主に本学の学生以外の者を対象とした体系的な知識・技術等の習得を目指した課程とする。

2 履修証明プログラムは、本学が開講する講習若しくは授業科目又はこれらの一部（以下「講習等」という。）により体系的に編成するものとし、その総時間数は60時間以上とする。

(履修資格)

第3条 履修証明プログラムの履修資格は、当該履修証明プログラムの教育水準に応じて、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第35条又は第62条のいずれかの規定を準用する。

2 前項の規定のほか、履修証明プログラムの内容に応じて、必要とする資格等を定めることができる。

(担当教員)

第4条 履修証明プログラムを担当する者は、本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、前項に規定する者以外の者を委嘱することができる。

(実施手続)

第5条 履修証明プログラムを開設しようとするときは、履修証明プログラム実施計画書（別記様式第1号）を作成し、学長の承認を得るものとする。履修証明プログラムを変更しようとするとき、又は履修証明プログラムを廃止しようとするときも同様とする。

2 学長は、前項の承認を行ったときは、履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、単位の授与の有無、実施体制、プログラムの構成その他学長が必要と認める事項を公表するものとする。

(費用負担)

第6条 教材、実験、実習等に要する費用は、必要に応じて履修者の負担とすることができる。

(記録の作成と管理)

第7条 履修証明プログラムを実施するときは、履修者登録票（別記様式第2号）を作成し、履修が許可された日付及び修了認定の有無等、必要な事項を記録し、管理しなければならない。

(履修証明書の交付)

第8条 学長は、履修証明プログラムを修了した者に、履修証明書（別記様式第3号）を交付するものとする。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、履修証明プログラムの実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年3月9日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

履修証明プログラム実施計画書

開設責任専攻 及びコース等						
履修証明プログラム の名称						
目 的						
総 時 間 数						
履 修 資 格						
定 員						
内 容						
修 了 要 件						
実 施 体 制						
その他特記事項						
プログラムの構成（開設授業科目等）						
開設授業科目等 の 名 称	講習・授業 科目の別	時間数	単位の 有 無	開設期間	担当教員名	受講料・ 費用負担

（備考）次の資料を添付すること。

- ・「講習」の場合，講義概要
- ・「授業科目」の場合，シラバス

備考 規格は，A4とする。

別記様式第 2 号（第 7 条関係）

履 修 者 登 録 票

プログラム名称：

単位取得年度：

氏名	生年月日	プログラム 履修許可日	科目名					備考

備考 規格は、A 4 とする。

履修証明書

氏 名

生年月日

年 月 日

学校教育法第105条の規程に基づき、本学所定の「〇〇プログラム」（計〇〇時間）を修めたことをここに証する。

プログラムの概要（注）

本プログラムは、主として〇〇である者を対象として、〇〇のような人材（能力）を養成することを目的とし、〇〇、〇〇、〇〇等を内容としたカリキュラムを提供するものである。

年 月 日

鳴門教育大学長

〇 〇 〇 〇 印